

老齡基礎年金を 受けるためには

間 保険年金課年金係 2164

最低25年以上、保険料納付
期間等が必要です

国民年金保険料を納めた期間
国民年金保険料の全額免除や半額免除、若
年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間
第3号被保険者期間
厚生年金、共済組合の加入期間
任意加入できる人がしなかった期間（カラ
期間）

原則として65歳から受けら
れます
例外として「繰上げ請求」
と「繰下げ請求」の制度があ
ります。

繰上げ請求 希望すれば
60歳からでも減額された年
金を受けられる制度

注意 障害基礎年金の請求が
できない、寡婦年金が受け取
れないなどの給付制限があり
ます。

繰下げ請求 希望すれば
66歳以降に遅らせて増額し
た年金を受けられる制度

注意 振替加算も繰下げにな
る、65歳に達したときや65歳
以降に老齡の年金以外（例…
遺族厚生年金）の受給権を得
た場合は繰下げ請求ができま
せん。

両制度とも、一度決まっ
た支給率（年金額）は一生
かわらないので注意が必要
です。

右表に掲げた期間を合わせて
25年以上必要です。
半額免除の承認を受けた
月でも、残る半額の保険料を
納めない月は未納期間となり
ます。

年金額

加入可能年数（40年間）を納めると年額794,500円です。（平成17年度額）
年金額は次の式で計算されます。

$$\text{計算式} = 794,500 \text{円} \times \frac{\text{納付月数} + \text{半額免除月数} \times 2/3 + \text{全額免除月数} \times 1/3}{40 \text{年} (\text{加入可能年数}) \times 12}$$

加入可能年数は、昭和16年4月1日以前生まれの方は生年月日に応じて25年～
39年となっています。

付加保険料を納めた人には、老齡基礎年金に次の額が加算されます。
付加年金額（年額）= 200円 × 付加保険料を納めた月数

受け取るための手続き先

国民年金の第1号被保険
者期間のみの方 町の年金
係へ

右記以外の方（第3号被
保険者期間を有する方や、
厚生年金の加入期間がある
方） 社会保険事務所へ

年金相談

大宮社会保険事務所職員による出張年金相談を行います。また、平成17年度の保険料と、過去2年以内の未納保険料や過去10年以内の追納保険料などが納められる集合徴収も行います。

ご相談の際には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・納付書・社会保険事務所から送られたはがき等を持参してください。その他年金について疑問等がありましたらお気軽にご相談ください。

日時：8月24日(水)
10時～15時

場所：役場3階第3会議室

☎ 保険年金課年金係 2164

ご存じですか？ 「入院時食事療養費 標準負担額減額認定」

入院時の食事は、個々の病状によつて適切な栄養量と内容を提供する療養の一部です。この費用は1日1,920円で、本人は780円を負担し、残りは国保や老人保健が負担しています。

次に該当する方は本人負担額が表のようになりますので、保険年金課に申請をし「標準負担額減額認定証」(1)の交付を受けてください。

1 老人保健の場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」となります。
該当する方
世帯の国保加入者全員と世帯主(国保ではない方も含む)が住民税非課税
老人保健の場合は、国保以外の方を含む世帯全員が非課税

該当する方		本人負担額
一般加入者		780円
住民税非課税世帯等 国保=加入者と世帯主 老人保健=世帯全員	90日までの入院	650円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	500円
70歳以上で判定対象者の所得が0円(住民税非課税とは違います) 判定対象：国保=加入者と世帯主・老人保健=世帯全員		300円

介護保険サービス

施設等の利用者負担

(居住費・食費)が変わります

問 高齢障害課 ②1224

現在、居宅サービスでは、居住費や食費は利用者の負担ですが、施設サービスでは介護保険から支払われています。介護保険法の改正により、費用負担を公平にするために平成17年10月から介護保険施設などでの居住費、食費が自己負担となります。

対象となる施設・サービスおよび自己負担の範囲

入所している場合(短期入所を含む)

(対象となる施設・サービス)

- ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護(ショートステイ)

(自己負担の範囲)



通所している場合

(対象となるサービス)

- ・通所介護(デイサービス) ・通所リハビリテーション(デイケア)

(自己負担の範囲)



居住費とは...施設の利用代+光熱水費

食費とは...食材料費+調理コスト

居住費や食費の自己負担額

居住費や食費は施設や事業所との契約により決まり、施設や事業所によって異なります。

低所得者への配慮

一定所得以下の方のサービス利用が困難とならないように、所得に応じて居住費、食費について軽減されます。軽減を受けるには申請が必要になります。対象となる方には8月中に申請書を送付しますので、高齢障害課に提出してください。



町税等の納期のお知らせ 納付は納期限までにお忘れなく

納付期限 8月31日

町県民税	2期
国民健康保険税	2期
介護保険料	2期

納期内の納付にご協力ください。

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、役場収税課または取扱い金融機関でお申し込みください。

口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

問 収税課 ②156

対象者

・満73歳以上の方(昭和7

当日は送迎バスを運行しますので、ご利用ください。

対象者の方へは、8月中に案内状をお届けしますので、指定の時間にお越しください。また、88歳以上の方、米寿の方、金婚を迎えられるご夫妻は、特別招待者として特別の記念品を用意しています。楽しいひとときを過ごしていただけるよう、各種演芸なども計画しています。

問 高齢障害課 ②1222

課へお申し込みください。

は8月19日(金)までに高齢障害課へお申し込みください。

(昭和31年に結婚された方)

・金婚を迎えられるご夫妻

に生まれた方)

1日(大正7年12月31日まで

・米寿の方(大正7年1月

12月31日以前に生まれた方)

・88歳以上の方(大正6年

特別招待者

年12月31日以前に生まれた方)



敬老会を 開催します

とき 9月19日(祝)
ところ 総合センター